

## ぎふ建設人材育成リーディング企業認定に関するQ & A

### <認定制度について>

#### ○申請はいつでもすることができますか？

県が指定する申請受付期間においてのみ、申請を行うことができます。申請受付開始については、県のHP等で案内しています。

#### ○申請をするための条件は何ですか？

「岐阜県建設人材育成企業」として登録されていることが必要です。  
なお、登録の対象者は、岐阜県内に本店をおく、建設業者（建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者）です。  
※登録の届出と認定の申請を同時に提出いただくことも可能です。

#### ○認定の有効期間はありますか？

認定の有効期間は、認定の開始日から「岐阜県建設人材育成企業」の登録の有効期間までとなります。（最長で3年）  
有効期間の満了後も、認定を受けることを希望される場合は、県の指定する募集期間内に再度申請していただくことが必要となります。

#### ○既に登録を受けた企業が認定申請のみを行う場合、登録の届出を改めて提出する必要はありますか？

既に登録を受けている企業が、新たに認定申請を行う場合、「岐阜県建設人材育成企業登録届出書」を提出していただく必要はありません。  
申請の結果、認定された場合における、登録の有効期間は、当該認定の通知日から3年を経過する日の属する12月31日までとなります。

#### ○企業の名称や代表者が変更となった場合、どうしたらいいですか？

「岐阜県建設人材育成登録・認定変更届出書（第4号様式）」に変更事項を記入の上ご提出をお願いします。

### <認定基準について>

#### ○認定されない場合もありますか？

一定の評価に達しない場合は、認定されません。  
認定基準については下記のとおりです。

|  |
|--|
| <p>ゴールドランク・・・合計18点以上</p> <p>評価区分別 I・Ⅲについて各5点以上、Ⅱについて4点以上</p> <p>シルバーランク・・・合計15点以上</p> <p>評価区分別 I・Ⅲについて各3点以上、Ⅱについて2点以上</p> <p>ブロンズランク・・・合計12点以上</p> <p>評価区分別 I・Ⅲについて各2点以上、Ⅱについて1点以上</p> |
|--|

Ⅲの中で、それぞれ一定以上達成されていることが望まれます。

**○いったん認定を受けた後に、上位のランクとなるため、再度申請することはできますか？**

認定を受けた後に、評価項目についての取り組みを強化された場合、認定の有効期間中であっても、ランクの変更申請をすることができます。

変更申請は、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定ランク変更申請書（様式第3号）」を県の指定する募集期間に提出することで行うことができます。

なお、ランク変更後の有効期間は、ランク変更の通知日から3年を経過する日の属する12月31日までとなります。

**○ランク変更申請する際には、前回と変更のある項目のみ申請すればよいのですか？**

ランク変更申請を行っていただく際には、ご申請いただく際の基準日における取り組み内容をすべて申請いただく必要があります。（確認書類も必要）

**○審査はどのように行われるのですか？**

提出いただいた申請書類をもとに、原則書面での審査を行いますが、県の職員が申請企業を訪問し、ヒアリング調査や関連書類の確認を行うことがあります。

**<評価項目について>**

**○（項目Ⅱ－２）資格試験の受験費用等について、試験に合格した場合に祝い金等として支給する制度をとっていますが、基準に含まれますか？**

達成度1又は2の「①社員の資格取得への支援」に含まれます。支給する内容が、資格取得に係る経費である必要があります。

**○（項目Ⅲ－１）ICT機器をリースしているが、自社での導入とみなされますか？**

リースについても、達成度3の「自社でICT機器を導入」に含まれます。ただし、オペレータ等の人員については、貴社の社員である必要があります。

その他、皆様からいただいた質問事項を随時追加していきます。